

## 2023年台風第7号により被災された お客さまに対する電気料金その他の特別措置について

2023年台風第7号により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この台風の影響により災害救助法が適用された地域、およびこれらに隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に、以下の特別措置を講ずることとし、8月16日付で「電気特定小売供給約款以外の供給条件」として経済産業大臣に申請を行い、本日、認可されました。

### 1. 対象地域

#### 【災害救助法が適用された地域】

〔鳥取県〕鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町

#### 【上記に隣接する地域】

〔鳥取県〕倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町

〔岡山県〕津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

### 2. 特別措置の対象となるお客さま

「1. 対象地域」において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまで、当社にお申し出をいただいたお客さま

### 3. 特別措置の内容

#### (1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2023年7月\*<sup>1</sup>、8月、9月および10月分の電気料金について、支払期日（支払義務発生日から31日目の日）をそれぞれ1カ月間延長します。

\*1…支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限りません。

#### (2) 不使用月の電気料金の免除

被災日以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

#### 例) お客さまの被災日が8月15日の場合

8月の検針日	被災日が属する料金計算月	電気料金免除期間
8月16日以降	2023年8月	2023年9月～2024年2月
8月15日以前	2023年9月	2023年10月～2024年3月

### (3) 基本料金の一部免除\*<sup>2</sup>

被災により、電気設備が復旧までに一時使用不能となった場合、2024年2月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

\* 2・・・基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります。

## 4. 特別措置の申し込み方法

お近くのセールスセンターまでお電話ください。

《セールスセンターのお問い合わせフリーダイヤル》

<https://www.energia.co.jp/office/add-sales.html>

《受付時間》

9時00分～20時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）

以 上